

つうしん  
みまもり通信 その 196

&lt;2025年8月号&gt;



しゅうせんこうじ こうがくせいきゅう ちゅううい  
「修繕工事の高額請求」に注意！



じゅうたくせつび しゅうせんこうじ たの おも せいきゅう  
住宅設備の修繕工事を頼んだが、思っていたより請求額が高額だったという相談が多く寄せられています。

- 見積は、複数社から！
- 不明点は、質問し、きちんと確認！
- 契約は、口頭ではなく、書面で！
- 保険で修繕できると言われても、保険会社に確認！

契約は、即決せず、誰かに相談し、慎重に！！

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

## 【相談件数が急増した商品役務】

●空調・冷房機器(5月0件 → 6月14件)

### 相談

サーキュレーターが今だけ半額と大手家電店のSNS広告を見て、クレジットカード払いでの注文した。注文後に、よく見ると、販売事業者は、大手家電店ではなく、中国の会社だとわかった。注文確認メールは届いたが、会社名や連絡先の記載がなく、解約手続きができない。受取拒否すれば解約になるだろうか？

### 助言

受取拒否しても解約したことにはなりません。また、事業者情報が不明確、日本語が不自然、極端に安値などの特徴があるサイトは、悪質事業者の可能性があります。まず、注文確認メールにキャンセルすると返信し、その返信メールは保存してください。さらに、クレジットカード会社に事情を申し出て、対応を相談してください。商品が届いた場合、送り状の写真を撮り受取保留にして、消費者センターに再相談してください。商品を受け取ったが、広告と違うという場合、写真等添付しクレジットカード会社に相談してください。

訪問販売は  
お断りします!



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、法律・条例で禁止されています。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反です。ご希望される方は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。